

# 輸出用清酒製造免許に関するQ & A

令和3年1月

国税庁

## 目 次

【輸出用清酒製造免許の概要等】 .....	1
（問1）「輸出用清酒製造免許」の概要について教えてください。 .....	1
（問2）「輸出用清酒製造免許」の申請はいつからできますか。 .....	1
（問3）「輸出用清酒製造免許」を受ける場合の手続について教えてください。 .....	1
（問4）「輸出用清酒製造免許」の申請時に必要な書類は何ですか。 .....	2
（問5）「輸出用清酒製造免許」を受ける場合の要件について教えてください。 .....	3
（問6）「輸出用清酒製造免許」を受ける際に必要な「これまで食品等を輸出した経 験があること、海外における取引先等の輸出先を確保していることが確認でき る書類」とはどのようなものですか。 .....	3
（問7）既に清酒製造免許を受けていますが、他の場所で「輸出用清酒製造免許」を 受けることは可能ですか。 .....	4
【輸出用清酒製造免許により製造する清酒について】 .....	4
（問8）「輸出用清酒製造免許」により製造できる酒類はどのようなものですか。 .....	4
（問9）「輸出用清酒製造免許」により製造した酒類を国内の販売業者や消費者に販 売することはできますか。 .....	4
（問10）「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、国内に移出すること ができるのはどのような場合ですか。 .....	4
（問11）「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、国内で開催される公 的機関主催の鑑評会等に出品することはできますか。 .....	5
（問12）「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、他の酒類製造者の「輸 出用清酒製造免許」を受けた製造場に未納税移出はできますか。 .....	5
（問13）「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒が受注に追いつかない場合、他 の清酒製造者が製造した清酒を未納税移入することはできますか。 .....	5
【輸出用清酒に係るラベル表示について】 .....	5
（問14）「輸出用清酒製造免許」により製造し、輸出する清酒について、ラベルには どのような表示を行えばよいですか。 .....	5
（問15）「輸出用清酒製造免許」により製造し、輸出する清酒に使用するラベルにつ いては、税務署の許可等を得る必要がありますか。 .....	6
（問16）輸出する清酒に使用する表示ラベルについては、輸出先国の言語で表示する	

こととなりますが、その場合、税務署に提出するサンプルに日本語訳は必要で すか。 .....	6
<b>【輸出用清酒製造免許の期限について】</b> .....	7
(問17) 「輸出用清酒製造免許」について、期限はありますか。 .....	7
(問18) 「輸出用清酒製造免許」の期限を延長する手続について教えてください。 .....	7
(問19) 期限が付けられている「輸出用清酒製造免許」を永久免許に切り替える手続 について教えてください。 .....	7
<b>【輸出用清酒の免税店等での販売について】</b> .....	8
(問20) 「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、市中の免税店で販売 することは可能ですか。 .....	8
(問21) 「輸出用清酒製造免許」を受けた製造場において輸出酒類販売場の許可を受 けることは可能ですか。 .....	8
(問22) 「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、他の酒類製造者が経 営する輸出酒類販売場において販売することは可能ですか。 .....	9
(問23) 「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、空港の免税店で販売 することは可能ですか。 .....	9
(問24) 「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、外国へ向かう船舶や 航空機の船用品や機用品として積み込むことは可能ですか。 .....	9
(問25) 「輸出用清酒製造免許」を受けた製造場において、清酒の試験製造免許を受 けることは可能ですか。 .....	9
<b>【その他】</b> .....	10
(問26) 輸出用清酒について、輸出手続を他社に依頼することは可能ですか。 .....	10

## 【輸出用清酒製造免許の概要等】

(問1) 「輸出用清酒製造免許」の概要について教えてください。

(答) 輸出用清酒製造免許は、日本産酒類の輸出環境整備の一環として、日本産酒類の輸出における中核である清酒の更なる輸出拡大に向けた取組みを後押しする観点から、新たに設けることとされたものです。

具体的には、酒税法に定められている清酒の最低製造数量基準（年間60kℓ）を、輸出用の製造場を新設する場合に限って適用除外とすることで、最低製造数量に達しない少量からの製造を可能とするよう製造免許の特例を設けることとされました。

(問2) 「輸出用清酒製造免許」の申請はいつからできますか。

(答) 輸出用清酒製造免許は、令和3年4月1日から申請することができます。

(問3) 「輸出用清酒製造免許」を受けるときの申請の手続きについて教えてください。

(答) 酒類を製造しようとする場合には、酒税法に基づき、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長から製造免許を受けする必要があります。

製造免許を受けするためには、税務署に製造免許の申請書を提出しなければなりません。税務署において、提出された申請書に基づき申請者の法律の遵守状況や経営の状況、食品等の輸出経験の有無、輸出先の確保、製造技術能力、製造設備の状況などの要件について審査が行われ、これらの要件を満たしていれば製造免許が付与されることとなります。

「輸出用清酒製造免許」の申請手続きについては、「輸出用清酒製造免許の申請等の手引」をご覧ください。

### 【参考】

- ・ 輸出用清酒製造免許の申請等の手引

[https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/seishuseizo/pdf/0021001-109\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/seishuseizo/pdf/0021001-109_02.pdf)

(問4)「輸出用清酒製造免許」の申請時に必要な書類は何ですか。

(答) 輸出用清酒製造免許の申請時に必要な書類は、以下のとおりです。

- ・ 酒類製造免許申請書
- ・ 酒類製造免許申請書次葉1「製造場の敷地の状況」
- ・ 酒類製造免許申請書次葉2「建物等の配置図」
- ・ 酒類製造免許申請書次葉3「製造方法」
- ・ 酒類製造免許申請書次葉4「製造場の設備の状況」
- ・ 酒類製造免許申請書次葉5「事業もくろみ書(事業の概況・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法)」
- ・ 酒類製造免許の免許要件誓約書
- ・ (個人の場合)申請者の履歴書  
(法人の場合)役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書
- ・ 製造場の土地又は建物が賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類
- ・ 地方税の納税証明書
- ・ 最終事業年度以前3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- ・ 申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていることを記載した書類
- ・ 申請者が、これまで食品等を輸出した経験があること、海外における取引先等の輸出先を確保していることが確認できる書類
- ・ 土地及び建物の登記事項証明書

なお、以上の書類は、e-Taxを利用して提出することができます。

(問5)「輸出用清酒製造免許」を受ける場合の要件について教えてください。

(答) 酒類を製造しようとする場合には、酒税法に基づき、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長から製造免許を受ける必要があります。

酒税法上、税務署長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、製造免許を与えないことができることとされており、製造免許を受けるためには、酒税法第10条各号に規定する拒否要件に該当しないことが求められます。

第10条		免許の拒否要件
人的要件	1号	・酒税法の免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けた日から3年を経過していない場合（酒類不製造等又は不販売によるものを除く）
	2号	・法人の免許取消し等前1年以内にその法人の業務執行役員であった者で、当該取消処分の日から3年を経過していない場合
	3号	・申請者が未成年者でその法定代理人が欠格事由（1、2、7～8号）に該当する場合
	4号	・申請者等が法人の場合で、その役員が欠格事由（1、2、7～8号）に該当する場合
	5号	・製造場の支配人が欠格事由（1、2、7～8号）に該当する場合
	6号	・免許の申請前2年以内に、国税又は地方税の滞納処分を受けている場合
	7号	・国税・地方税に関する法令、酒類業組合法若しくはアルコール事業法の規定により罰金刑に処せられ、又は国税通則法等の規定により通告処分を受け、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
	7号の2	・未成年者飲酒禁止法、風俗営業等適正化法（未成年者に対する酒類の提供に係る部分に限る）、暴力団員不当行為防止法、刑法（傷害、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任等に限る）、暴力行為等処罰法により、罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
	8号	・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
	10号	・破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合
場所的要件	9号	・正当な理由なく取締り上不相当と認められる場所に製造場を設置する場合（酒類の製造場又は販売場、酒場、料理店等と同一の場所等）
経営基礎要件	10号	・経営の基礎が薄弱であると認められる場合（国税・地方税の滞納、銀行取引停止処分、繰越損失の資本金超過等）
需給調整要件	11号	・酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため免許を与えることが適当でないと認められる場合
技術・設備要件	12号	・酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合

(問6)「輸出用清酒製造免許」を受ける際に必要な「これまで食品等を輸出した経験があること、海外における取引先等の輸出先を確保していることが確認できる書類」とはどのようなものですか。

(答) 「これまで食品等を輸出した経験があること」が確認できる具体的な書類としては、申請者の履歴書や申請する法人の会社概要等、申請者の方がこれまでに輸出取引を行う事業に携わったかが確認できる書類が挙げられます。

また、「海外における取引先等の輸出先を確保していること」が確認できる具体的な書類としては、輸出用清酒の販売に係る契約書の写しのほか、海外の取引先や国内の輸出商社等が発行する取引承諾書等が挙げられます。

(問7) 既に清酒製造免許を受けていますが、他の場所で「輸出用清酒製造免許」を受けることは可能ですか。

(答) 既に清酒製造免許を受けている方であっても、要件を満たせば、既存の製造場以外の場所において輸出用清酒製造免許を受けることは可能です。

【輸出用清酒製造免許により製造する清酒について】

(問8) 「輸出用清酒製造免許」により製造できる酒類はどのようなものですか。

(答) 輸出用清酒製造免許で製造できる酒類は、酒税法上の清酒のうち、米及び米こうじに国内産米のみを用いて国内で製造、容器詰めしたもの（G I 「日本酒」と表示することができるもの）に限定されています。

ただし、本免許は、輸出するための清酒を自ら製造する方を対象とした免許であることから、国内に流通させることを目的として製造することはできません。

(問9) 「輸出用清酒製造免許」により製造した酒類を国内の販売業者や消費者に販売することはできますか。

(答) 輸出用清酒製造免許は、輸出するための清酒を自ら製造する方を対象とした免許であることから、本免許により製造した清酒を、国内に流通させることを目的として、国内の販売業者や消費者に販売することはできません。

本免許には「輸出するために製造するものに限る。」旨の免許条件が付されることから、国内に流通させた場合については、免許条件違反となり、免許取消の対象となります。

(問10) 「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、国内に移出することができるのはどのような場合ですか。

(答) 輸出用清酒製造免許により製造した清酒については、輸出するために製造するものであることから、原則として国内に移出することはできません。

他方で、以下の場合であって無償で提供するものについては、輸出するために必要な行為であると考えられることから、国内への課税移出が可能です。

- ・ 国内で開催される輸出のための商談会等に使用する場合
- ・ 商社等の輸出業者へサンプルとして提供する場合
- ・ 国税局が実施する品質審査等に提出する場合

(問11)「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、国内で開催される公的機関主催の鑑評会等に出品することはできますか。

(答) 公的機関が主催する鑑評会は、製造技術的観点からの評価を目的として出品するものであり、国内での流通を目的としているものではないことから、出品のために課税移出することは可能です。

(問12)「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、他の酒類製造者の「輸出用清酒製造免許」を受けた製造場に未納税移出はできますか。

(答) 輸出用清酒製造免許は、輸出するための清酒を自ら製造する方を対象とした免許であることから、本免許により製造した清酒を、他の輸出用清酒製造免許を受けた製造場へ未納税移出することは原則認められません。

なお、製造した輸出用清酒の容器詰めのために、他の酒類製造者の製造場に移出する場合であって、更に自己の酒類の製造場に移出することが明らかな場合には、未納税移出することが可能です。

(問13)「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒が受注に追いつかない場合、他の清酒製造者が製造した清酒を未納税移入することはできますか。

(答) 輸出用清酒製造免許は、輸出するための清酒を自ら製造する方を対象とした免許であることから、他の清酒製造者が製造した清酒を未納税移入することはできません。

#### 【輸出用清酒に係るラベル表示について】

(問14)「輸出用清酒製造免許」により製造し、輸出する清酒について、ラベルにはどのような表示を行えばよいですか。

(答) 輸出用清酒製造免許により製造し、輸出する清酒については、輸出先国の表示ルールにのっとり表示を行う必要があります。

これに加え、例えば特定名称の表示などについては、「清酒の製法品質表示基準」の規定に準じた表示を行っていただくようお願いします。

#### 【参考】

- ・ 酒類の地理的表示に関する表示基準

[https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiri/hyojiki\\_jun.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiri/hyojiki_jun.htm)

- ・清酒の製法品質表示基準

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/seishu/kokuji891122/03.htm>

なお、国内で開催される輸出のための商談会等に使用する場合や商社等の輸出業者へサンプルとして提供する場合等、国内に移出される酒類については「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下「酒類業組合法」といいます。）等に基づき、ラベルに一定の事項の表示が必要ですので、商品に使用するラベルを「表示方法届出書」に貼付の上、製造場の所在地を所轄する税務署に提出していただくようお願いします。

【参考】

- ・酒類の表示方法チェックシート

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/11/pdf/011.pdf>

- ・酒類の表示に関する説明事項

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/11/pdf/012.pdf>

（問15）「輸出用清酒製造免許」により製造し、輸出する清酒に使用するラベルについては、税務署の許可等を得る必要がありますか。

（答） 輸出用清酒に使用するラベルについて、税務署の許可を受ける必要はありません。

しかし、輸出用清酒製造免許により製造し、輸出する清酒に使用するラベルについては、清酒の製法品質表示基準に準じた表示となっているかどうか確認するため、輸出を開始するときまでに、そのサンプルを「輸出用清酒ラベル提出書」に貼付して製造場の所在地を所轄する税務署に提出していただくようお願いします。

なお、表示内容に不明点等がある場合には、税務署から連絡を行う場合があります。

【参考】

- ・「輸出用清酒ラベル提出書」

[https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/seishuseizo/pdf/0021001-109\\_04.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/seishuseizo/pdf/0021001-109_04.pdf)

（問16）輸出する清酒に使用する表示ラベルについては、輸出先国の言語で表示することになりますが、その場合、税務署に提出するサンプルに日本語訳は必要ですか。

（答） 表示内容の確認のため、ラベルのサンプルとともに日本語訳の提出をお願いします。

## 【輸出用清酒製造免許の期限について】

(問17) 「輸出用清酒製造免許」について、期限はありますか。

(答) 輸出用清酒製造免許には、通常の酒類製造免許と同様、新規に付与された際に期限が付されます。期限は、免許を受けた日の翌年3月末となります。

なお、既に清酒製造免許を受けている方が輸出用清酒製造免許を受けた場合には、期限は付されません。

(問18) 「輸出用清酒製造免許」の期限を延長する手続について教えてください。

(答) 輸出用清酒製造免許の期限延長を希望する場合には、その免許期限到来前に製造場の所轄税務署に「酒類製造免許の期限延長申出書」を提出する必要があります。

「酒類製造免許の期限延長申出書」の提出後、国税局の行う清酒の品質評価の結果に問題がない、税の滞納がないなど一定の要件を満たしている場合には、1年間、免許期限が延長されます。

### 【参考】

・「酒類製造・販売業免許の期限延長・条件緩和・解除申出書」

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/050825/pdf/01/CC1-5115.pdf>

・「期限付酒類製造免許期限延長申出書（F）チェック表」

[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/050825/pdf/01/CC1-5102-2\\_6.pdf](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/050825/pdf/01/CC1-5102-2_6.pdf)

(問19) 期限が付けられている「輸出用清酒製造免許」を永久免許に切り替える手続について教えてください。

(答) 新規に輸出用清酒製造免許を受けてからおおむね3年は、永久免許に切り替えることはできません。

永久免許への切替えを希望する場合には、製造場の所轄税務署に「酒類製造免許申請書」を改めて提出する必要があります。期限延長の場合と同様に、国税局の行う清酒の品質評価の結果に問題がない、税の滞納がないなど一定の要件を満たしている場合には、永久免許が付与されます。

(注) 国税局の行う当該酒類に対する品質審査の結果が、その会計年度を含む既往3会計年度のいずれの会計年度とも「可」（最終会計年度は「良」）以上であること等の要件を満たす必要があることから、新規に免許を受けてからおおむね3年は永久免許への切替えはできません。

【参考】

- ・「酒類製造免許申請書」

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/050825/pdf/01/CC1-5102.pdf>

- ・「酒類製造免許申請書（C）チェック表（期限付免許の永久切替え申請）」

[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/050825/pdf/01/CC1-5102-2\\_3.pdf](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/050825/pdf/01/CC1-5102-2_3.pdf)

【輸出用清酒の免税店等での販売について】

（問20）「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、市中の免税店で販売することは可能ですか。

（答） 輸出用清酒製造免許により製造した酒類は、輸出する場合のほか、商談会へ出品する場合など一定の場合を除き国内に移出することはできません。したがって、輸出用清酒製造免許を受けた製造場から市中免税店に対しては、清酒を移出することが認められないため、輸出用清酒を市中免税店で販売することはできません。

（問21）「輸出用清酒製造免許」を受けた製造場において輸出酒類販売場の許可を受けることは可能ですか。

（答） 輸出用清酒製造免許を受けた製造場において輸出酒類販売場の許可を受けることは可能です。また、その輸出酒類販売場において、非居住者（外国人旅行客等）に対して輸出用清酒を免税販売することも可能です。

なお、輸出酒類販売場において免税販売する清酒については、酒類業組合法に基づく一定の表示を行う必要がありますので、商品に使用するラベルを「表示方法届出書」に貼付の上、製造場の所在地を所轄する税務署に提出していただくようお願いします。

ただし、輸出酒類販売場において、輸出用清酒を居住者に販売した場合等については、「輸出するために製造するものに限る。」との免許条件に違反することとなり、免許取消の対象となります。

【参考】

- ・ 輸出酒類販売場制度について

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/syuhanjyo/index.htm>

- ・ 酒類の表示方法チェックシート

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/11/pdf/011.pdf>

- ・ 酒類の表示に関する説明事項

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/11/pdf/012.pdf>

(問22)「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、他の酒類製造者が経営する輸出酒類販売場において販売することは可能ですか。

(答) 輸出酒類販売場で販売できる酒類は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が受けている製造免許と同一の品目であり、当該製造者が製造したものに限定されているため、輸出用清酒製造免許により製造した清酒を他の酒類製造者が経営する輸出酒類販売場で販売することはできません。

(問23)「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、空港の免税店で販売することは可能ですか。

(答) 空港の出国ゲートの外にある空港免税店で出国者に販売される酒類は、国外に持ち出されることが前提であることから、輸出用清酒についても販売することは可能です。

他方で、到着時免税店において酒類が販売される場合、当該酒類は国内に持ち込まれることが前提であることから、輸出用清酒を到着時免税店で販売することはできません。

(問24)「輸出用清酒製造免許」により製造した清酒について、外国へ向かう船舶や航空機の船用品や機用品として積み込むことは可能ですか。

(答) 外国籍の船舶や航空機又は日本と外国の間を往来する内国籍の船舶や航空機に船用品や機用品として酒類を持ち込むことは、輸出と取り扱うこととされているため、輸出用清酒製造免許により製造した酒類を船用品や機用品として持ち込むことは可能です。

(問25)「輸出用清酒製造免許」を受けた製造場において、清酒の試験製造免許を受けることは可能ですか。

(答) 「試験製造免許」とは、試験・研究のために酒類を製造しようとする場合に必要となる免許であり、多額の収益を得るような酒類の販売はできません。

清酒の試験製造免許と輸出用清酒製造免許は、付されている条件が異なるものの、同じ清酒という品目に係る製造免許であるため、例えば、既に輸出用清酒製造免許を受けている製造場において、新たに清酒の試験製造免許を受けることはできません。

【その他】

(問26) 輸出用清酒について、輸出手続を他社に依頼することは可能ですか。

(答) 輸出業者を通じて清酒を輸出することは可能であり、輸出業者の輸出酒類の蔵置場へ移出することは可能です。